

仕 様 書

人材紹介サービス活用委託業務については、次の仕様により、愛媛県職員のうち「公衆衛生医師（医師免許を有する者）」、「獣医師（獣医師免許を有する者）」、「建築（一級建築士免許を有する者）」及び「技術士（建設部門）（技術士（建設部門）の資格を有する者）」の募集内容について、広く人材紹介会社に情報発信するとともに、採用に至った場合、県が負担する人材紹介会社への手数料の支払い手続き（支払いのための契約を含む）を行うものとする。

1 業務内容

（1）職員募集説明会の開催

①業者の選定

厚生労働省の人材サービス総合サイト「職業紹介事業」に掲載された許可・届出事業者のうち、特に「公衆衛生医師」、「獣医師」、「建築」及び「技術士（建設部門）」関係の求職者情報を有する人材紹介会社を選定すること。

②職員募集説明会（Web実施）の開催準備

①で選定した人材紹介会社に対し、職員募集説明会への参加を促すとともに、開催案内通知、資料送付を行うほか、Web開催に向けた通信環境等の準備を行うこと。

③職員募集説明会の開催

②で参加の意思がある人材紹介会社を対象に職員募集説明会を開催。愛媛県職員の求人情報（受験資格や業務内容、求める人物像、勤務条件・給与等）については、県職員が説明することとし、受託者は同説明会の円滑な進行を行うこと。

（2）定期的な人材紹介会社への個別アプローチ、フォローアップ

（1）職員募集説明会の参加者や、その他、当該求人に関心を有する人材紹介会社に対して、個別の情報発信や求人状況を確認するとともに、効果的な情報発信方法等を県へ助言すること。

なお、人材紹介会社から当該求人に関心を持つ求職者の紹介があった場合は、速やかに県に報告し、以後は県と当該人材紹介会社で調整を行い、採用選考を行うこととする。

（3）人材紹介会社への手数料の支払い

（1）、（2）を通じた人材紹介会社からの求職者紹介により、県職員への採用が決定した場合、受託者と当該人材紹介会社との間で契約等の手続きを行い、手数料を支払うこと。ただし、手数料に相当する額は県が全額負担し、受託者に相当額を支払う。

なお、人材紹介会社に支払う手数料について、公衆衛生医師は理論年収の25%（5,000千円を下回る場合は一律5,000千円）とし、獣医師、建築及び技術士（建設部門）は理論年収の35%とする。

（４）その他

上記業務以外で人材紹介サービスを活用した有効な求人方法があれば、提案すること。

2 見積経費

「1 業務内容」に係る所要経費を全て見積もること。

3 秘密保持

受託者は、本業務で知りえた業務上の秘密を保持しなければならない。

4 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。

5 その他

- （１）業務の実施にあたっては、愛媛県と協議を重ねながら実施するものとする。
- （２）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ愛媛県と協議のうえ、処理するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下、「乙」という）は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により愛媛県（以下、「甲」という）に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。